

令和5年12月1日

No.168

発行

一般社団法人
練馬西青色申告会

ねりま西

青色だより

〒178-0063 東京都練馬区東大泉4-16-3 電話 5387-6211 FAX 5387-6222

練馬西税務署 署長講演・税務講習会

十一月十七日(金)「税を考える週間」の一環として、練馬西税務署石橋史祥署長による講演を二十二名のご参加を頂き青色申告会事務局にて開催致しました。

主催者挨拶を梶野会長より頂き、第一部署長講演へと入りました。

石橋署長は長崎県のご出身で、東京国税局査察部に勤務されたご経験から「査察あれこれ」と題してご講演を頂きました。

はじめに、調査(情報収集・内容の検討強制調査・証拠物件の差し押さえ・検討等)の流れを説明して頂きました。

続いて、様々な隠匿事例について、現場での隠匿物を発見した様子や体験もふくめてのお話を頂きました。



▶ 石橋署長

▼ 署長講演の風景



査察は地味なことの積み重ねになり、一つの案件に数か月から長いときは数年に及ぶこともあったそうです。

精神的にも大変なことも多かったと思いますが、石橋署長の温かな雰囲気の中で「正しい申告をしている方」が損をしない為に「申告納税制度の最後の砦である」との使命感で携わられた貴重なお話をお聞きすることができました。

第二部は、個人課税第一部門高田上席国税調



▲ 高田上席による税務講習会

査官より、令和五年度の税制改正の中から「NISA制度の抜本的拡充・恒久化」「消費税インボイス制度の円滑な実施に向けた所要の措置」等、皆様に関係がある内容を抜粋してご説明を頂きました。

公務ご多忙の中、ご講演の御協力を頂きました石橋署長、ご臨席頂きました山本副署長、山田第一統括官、講師をしていただきました高田上席はじめ、ご参加頂きました多くの皆様に書面をお借りして深く感謝申し上げます。(高田)

練馬西税務署 納税表彰式

十一月十四日(火)、石神井公園区民交流センターに於いて、令和五年度納税表彰式が執り行われました。当会から、練馬西税務署長表彰状受表彰者二名、感謝状受表彰者二名、計四名の方が表彰されました。

練馬西税務署長表彰状

練馬西税務署長感謝状

支部長 石井 伸行 殿
支部長 新妻 勲 夫 殿

副支部長 榎本 雄二 殿
副支部長 吉野 まゆみ 殿



練馬西税務署長表彰状受彰



練馬西税務署長感謝状受彰

東京都功労者表彰受賞

令和五年度東京都功労者表彰を、当会梶野武宏会長が受賞されました。誠にありがとうございます。

税務功労者練馬都税事務所長感謝状贈呈

令和五年度税務功労者練馬都税事務所長感謝状が、当会八方清文支部長に贈呈されました。誠にありがとうございます。

◇マイナンバーカードでe-Taxしましょう◇

決算申告等の確認とお願い

△持参をお願いします△

●「確定申告のお知らせはがき」または「通知書」

令和六年一月中旬から下旬に
税務署より送付されます。

※振替納税の有無・予定納税額・
消費税の中間申告額など確定
申告書の作成に必要な情報が
記載されております。

※e-Tax送信された方は送
付されません。

●前年以前三年分の決算書・申告書

純損失の繰越控除、減価償却
費の計算等に必要な資料となり
ます。

●公的年金等の源泉徴収票

令和六年一月中旬から下旬
に日本年金機構等から送付予
定です。

※年金のお知らせ、振り込み・改
定の通知書ではありません。

●控除証明書（提出になります。）

- ・国民年金保険料
- ・国民年金基金
- ・小規模企業共済等掛金控除
- ・生命保険料控除
- ・地震保険料控除
- ・寄付金（ふるさと納税等）

●一月～十二月の年間支払（証明書は不要です。）

- ・国民健康保険料
- ・後期高齢者医療保険料
- ・介護保険料

※金額が不明の方は、事前に区・
市役所に確認をお願いします。

●医療費控除の明細書作成

医療費控除の適用を受ける方
は、明細書の提出が必要です。

※作成方法についてご不明な方
は、事前に練馬西青色申告会
にお問合わせ頂くようお願い
致します。

※医療費の領収書は確定申告期
限等から五年間、破棄せずに
必ず保管してください。（税務
署から医療費の領収書の提示
又は提出を求められる場合に
あります。）

●満期保険金がある場合

保険会社から送付される満期
保険金、今までに支払った掛金
又は保険料を記載した書類。
※書類がない場合はその金額を
調べるようお願い致します。

●USBメモリ

翌年分のデータ入力時に住
所、氏名、扶養者名、減価償却
費等の変更・追加・削除等の入

力時間の短縮になります。（事務
局でも販売しております。）

●マイナンバー（個人番号）の記載

・確定申告される方

（マイナンバーカードの場合）

・表面裏面のコピー

（通知カードの場合）

通知カードと身分証明書

（免許証・健康保険証・パス
ポート等）のコピー

・専従者や扶養親族（16歳未満
の方を含む。）のいる方

個人番号の記載のみ

●会計ソフト（フルリターンA）以外をご利用の方

仕訳帳・現金出納帳・決算書
の印刷されたもの。

●インターネット送信をされる方

- ①利用者証明用暗証番号（数
字4桁）
- ②署名用暗証番号（英数字を
組み合わせた6文字以上16
文字以下）

①②どちらか一方でも分からな
い場合は、e-Tax送信が出
来ません。

※二回目以降の申告は①のみで
送信できます。

●青色申告決算書が変わりました

令和五年より青色申告決算書
の三ページに売上・仕入金額の
明細欄が設けられました。

インボイスの登録をされた方
は、記載が必要になります。

①売上・仕入先名・所在地

②登録番号

③売上・仕入先ごとの金額

※登録番号を記載された方は、

①の記載は省略しても差し支
えありません。

●令和五年免税事業者で

インボイスの登録をされた方

令和五年分の確定申告で課税
売上高が一千万円以下である場
合でも消費税の申告が必要にな
ります。

※課税売上高には次の金額が含
まれます。

- ・商品や製品の販売代金
- ・請負工事代金、サービス料
等
- ・貸店舗や貸事務所の賃貸料
- ・業務に使用している建物、
車両、機械、パソコンなど

の減価償却資産の売却代金

●マイナンバーカード（顔写真付き）による、e-Tax送信にご協力をお願いします。

●収入及び経費を集計する際

〔一般課税を選択している方〕
課税売上上の金額及び各経費の
金額を、標準税率10%、軽減税
率8%に区分して集計して頂く
ようお願い致します。

〔簡易課税を選択している方〕

課税売上上の金額（二種類以上
の業種をお持ちの方はその年
分の課税売上上の内訳をその業
種ごとに区分した金額）を、標
準税率10%、軽減税率8%に区
分して集計して頂くようお願い
致します。

●納付または還付を受けた

消費税の処理

令和四年分の消費税の確定申
告で消費税の確定申告書を提出
した方

- ・納付した消費税額で令和
四年に未払金処理をして
いない場合には、令和五年
分の経費（租税公課）とな
ります。
- ・還付を受けた消費税額で
令和四年に未収金処理を
していない場合には令和
五年分の収益（雑収入）と
なります。

事務局からのお願い

決算相談時間は会員一人
当たり60分までとさせて
いただきますので、ご理解
のほどお願い致します。
なお、決算時に年末調整
の手続きはできかねますの
で、1月10日までにお越し
いただきますようご協力を
お願い致します。

令和5年度 会勢拡大出陣式・役員研修会

十月十六日(月)「改正拡大出陣式・役員研修会」を練馬区立勤労福祉会館にて、五十六名の役員の皆様のご出席を頂き開催致しました。

物故者に対する黙祷、山田副会長の開会挨拶、会歌斉唱を行いました。梶野会長から「十月一日から開始されたインボイス制度、e・Tax送信等デジタル化の推進、物価高・人口減少もあり個人事業主を取り巻く環境は厳しいですが、人と人とのつながりを大切に皆様のご協力を頂き、会勢拡大に取り組んでいきたい」との挨拶をいただきました。続いて、



▲梶野会長あいさつ

ご臨席を賜りました、

練馬西税務署副署長 山本 有香様

練馬西税務署個人課税第一部門

統括国税調査官 山田 奈巳恵様

練馬西税務署個人課税第一部門

上席国税調査官 高田 浩明様

ご来賓の方からご挨拶を頂きました。

第一部「会勢拡大出陣式」では、「チーム青色」の藤崎副会長から東青連の会勢拡大出陣式に参加して、本年六月女性部長に就任された吉野部長から「税理士による無料個別相談会のお手伝いを体験して」のお話をいただきました。休憩後、第二部役員研修会では「お酒の話」と題して山本副署長のご講演を頂きました。

国税庁がお酒の所管官庁になっているのは国税庁の使命にある

・内国税(酒税含む)の適正かつ公平な課税及び聴衆の実現

・酒類業の健全な発達

とあり酒税の保全を図るため、「税の分類」「財政の現状」「酒類の分類」「酒類業をめぐる現状」についてのお話を頂きました。

令和四年の酒税による税収は、1.1兆円で国税収入の1%になり、大変大きな金額になるそうです。



◀山本副署長



▲副署長講演の風景

類似した酒類間で異なっていた酒税の税負担を公平にする税制改正や独立行政法人酒類総合研究所による技術支援を行っている内容をお話しいただきました。日本産酒類の国際的な評価の高まり等を背景に輸出が大きく伸長している現在、さらに日本産のお酒の良さを伝えて世界に広げていくことのグローバルになっていくトピックな日本のお酒について分かり易くお話し頂きました。

公務ご多忙の中、ご講演のご協力をお受けいただきました山本副署長はじめ幹部の皆様に感謝申し上げますと共に、ご参加頂きました多くの役員の皆様に感謝申し上げます。(高田)

青年部 第8回 蕎麦打ち体験

令和5年10月24日(火)青年部主催による第8回「蕎麦打ち体験」を開催しました。コロナ禍の影響により4年ぶりの開催となりましたが、昼と夕方の2回開催し、昼6名、夕方4名の合計10名の方に参加いただきました。会場は青年部で活躍中の紙谷副部長のお店、信州そば「佐久」をお借りし、紙谷副部長に講師をお願いしました。

ご参加いただきました皆さんからは「とても楽しかった」とのお声を頂きました。来年以降も開催する予定ですので、ご興味がある方はぜひともご参加ください。(武藤)



女性部 東青連第3ブロック定例会

令和5年9月14日(木)、練馬区立勤労福祉会館で、東京青色申告会連合会女性部の第3ブロック定例会を行いました。

東青連女性部では、東京都を5ブロックに分けており、練馬西会は第3ブロックに属します。第3ブロックは9会あり、毎年順番で当番会の地元が集まり、各会女性部の活動について意見交換をしています。コロナ禍により3年振りの開催でしたが、役員の皆様の進行で、充実した会議となりました。会議終了後、練馬にいらした記念に、朝ドラの舞台となった牧野庭園をご案内しました。(高倉)



◆税を考える週間の一環として◆

第五回 練馬西税務署職員による 相続税講習会開催

― 相続税の基本から令和五年度の税制改正まで ―

十一月二十二日(水) 税を考える週間の一環として、練馬西税務署職員による相続税講習会を開催しました。

穏やかな小春日和に恵まれ、十二名のご参加をいただきました。

冒頭に、資産課税第一部門統括国税調査官大野様のご挨拶から始まり、贈与税の申告は国税庁のホームページからイタックスでもできますので、是非ともご利用ください。等々のご挨拶をいただき、講義に入りました。

講師は、練馬西税務署資産課税第一部門高橋国税調査官で、暮らしの税情報冊子の資料を元に、財産を



▲講習会風景

資産課税第一部門
高橋国税調査官資産課税第一部門
大野統括国税調査官

相続したときの課税遺産総額の計算

のしかたの説明があり、非課税財産になるお話しから、相続税の計算のしかた、配偶者の税額軽減(配偶者控除)では、遺産分割や、遺贈により、実際に取得した正味の遺産額が一億六千万円までか、配偶者の法定相続額までであれば、配偶者に相続税は掛からないのは、皆さんお分かりのことですが、財産をかくした場合は、控除できませんよ。ということでしたので、うっかりミスには注意したいものです。

また、令和五年度の税制改正により、令和六年一月一日施行となる相続税法及び租税特別措置法の一部が改正されたお話しでは、

相続時精算課税制度に

- ・ 110万円の基礎控除の創設
- ・ 土地又は建物が被災した場合、その土地又は建物の価額を再計算(災害による被災価額を控除した残額)することができると。

暦年課税では、

- ・ 生前贈与により取得した財産が相続財産に加算される期間を、相続開始前3年以内から7年以内に延長

・ 延長された4年間に贈与により取得した財産の価額については、総額100万円まで加算対象外

等々の改正内容の説明をいただきました。

非常に複雑な内容でしたが、法定相続人以外の人が、贈与を受けた場合は、加算対象外になるお話しは注目する点で、お孫さんや、子の妻等への贈与は有効になるとのお話しをいただき、とても参考になりました。

公務が多忙のなかお越しく下さいました、大野資産課税第一統括官、講師を快くお引き受けいただきました高橋国税調査官、ご出席いただきました皆さまに紙面をお借りして感謝申し上げます。

来年も宜しくお願い申し上げます。

高橋

マル経融資のご案内

～小規模事業者経営改善資金～

※融資限度額：2,000万円

※返済期間：運転資金 7年以内
設備資金 10年以内

2024年3月31日の日本政策金融公庫受付分までです。

- 利率：1.20% (2023年12月1日現在)
- ※担保・保証人不要(保証協会の保証も不要)
- ※他に練馬区の利子補給40%(3年間)
- ※利用できる方：従業員20名以下
(宿泊業、娯楽業以外の商業・サービス業は5名以下)
- ※1年以上事業を行っている方
- ※飲食業の設備資金も利用可能

◇本融資は商工会議所の推薦で日本政策金融公庫より事業資金として貸し出されますが、審査の結果、ご希望に添えないことがあります。

《窓口専門相談》

本相談は、経営に関する相談に限定しております。
会員・非会員の方問わず利用できます。

【法律相談】毎月第2金曜日
午後1時～4時(30分単位)
相談員：弁護士 相談無料

【税務相談】1月～3月 毎週火曜日
4月～12月 毎月第2火曜日
午後1時～4時(30分単位)
相談員：税理士 相談無料

【問い合わせ先】東京商工会議所練馬支部
練馬区練馬 1-17-1 Coconeri 4F
TEL: 3994-6521 FAX: 3994-6589

事務局からのお知らせ

◎令和5年12月29日(金)～令和6年1月4日(木)まで、
年末年始の休業となります。

◎年末調整の手続きは、1月10日(水)までをお願いいたします。
決算時に年末調整の手続きは、できかねますので
あらかじめご了承ください。

◎相談等は全て予約制となります。お手数ですが、お電話で
予約の上お越しください。

◎決算予約の往復はがきが届かない、または紛失した方は、
12月28日までにお電話で予約をお願いいたします。

◎インボイスを登録した方は、決算書3面(新書式)に売上・
仕入明細の記入が必要となります。取引先名、住所、登録
番号、取引金額をまとめてください。